

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第一条関係)	
改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第七条 児童福祉施設(障害児入所施設及び児童発達支援センター(以下この条、第十三条の二及び第十四条第三項において「障害児入所施設等」という。)を除く。同条第二項において同じ。)は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を策定し、不断の注意を払い、訓練をするように努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し、並びにこれらを定期的に職員に周知しなければならない。</p> <p>4 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、消火訓練及び避難訓練にあつては毎月一回、救出訓練その他必要な訓練にあつては定期的に、これを行わなければならない。</p> <p>5 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地</p>	<p>(前略)</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第七条 児童福祉施設は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を策定し、不断の注意を払い、訓練をするように努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(中略)

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第十三条 (略)

(業務継続計画の策定等)

第十三条の二 障害児入所施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対し障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制における早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第十四条 (略)

2 (略)

3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように区規則で定める措置を講

(中略)

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第十三条 (略)

(衛生管理等)

第十四条 (略)

2 (略)

じなければならぬ。

4| (略)

5| (略)

(中略)

(職員)

第二十七条 (略)

2~4 (略)

5 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

6 (略)

(中略)

(職員)

第七十三条 福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。)に

3| (略)

4| (略)

(中略)

(職員)

第二十七条 (略)

2~4 (略)

5 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

6 (略)

(中略)

(職員)

第七十三条 福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。)には、次に掲げる職員

は、次に掲げる職員を置かなければならない。

一～六 (略)

七 機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。第八項において同じ。)(日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。)

八 看護職員(日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下この号及び次項において同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。)

2) 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める職員を置かないことができる。

一 児童四十人以下を通わせる施設である場合 栄養士

二 調理業務の全部を委託する施設である場合 調理員

三 次のイからハまでのいずれかに該当する場合 看護職員

イ 医療機関等との連携により、看護職員を当該福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

ロ 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項の登

を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

一～六 (略)

七 機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。第七項において同じ。)(日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。)

(中略)

(職員)

第八十条 (略)

2 (略)

3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を卒業した者又は心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団に対する心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。

4・5 (略)

(中略)

(職員)

第八十七条 (略)

2 (略)

3 児童自立支援施設は、心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かな

(中略)

(職員)

第八十条 (略)

2 (略)

3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を卒業した者又は心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団に対する心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。

4・5 (略)

(中略)

(職員)

第八十七条 (略)

2 (略)

3 児童自立支援施設は、心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かな

<p>13 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第十三条の二の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。</p> <p>14 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第十四条第三項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</p> <p>付則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>ければならない。この場合において、心理療法担当職員の資格については、第八十条第三項の規定を準用する。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>付則</p> <p>1 12 (略)</p> <p>ければならない。この場合において、心理療法担当職員の資格については、第二十七条第五項の規定を準用する。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>付則</p> <p>1 12 (略)</p>
--	--

港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表(第二条関係)

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(指定障害児通所支援事業者の一般原則)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者が行う指定通所支援を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(従業者の配置の基準)</p> <p>第六条 指定児童発達支援の事業者(以下「指定児童発達支援事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるものを除</p>	<p>(前略)</p> <p>(指定障害児通所支援事業者の一般原則)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者が行う指定通所支援を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(従業者の配置の基準)</p> <p>第六条 指定児童発達支援の事業者(以下「指定児童発達支援事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるものを除</p>

く。以下この条において同じ。）ごとに、次に掲げる従業者を区規則で定める基準により置かなければならない。

一 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士

二（略）

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ区規則で定める基準により置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに

く。以下この条において同じ。）ごとに、次に掲げる従業者を区規則で定める基準により置かなければならない。

一 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）、保育士又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）

二（略）

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を区規則で定める基準により置かなければならない。

該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を当該指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。次条第二項第二号及び第七十八条第二項第二号において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条第二項第二号及び第七十八条第二項第二号において同じ。)を行う場合

三 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。次条第二項第三号及び第七十八条第二項第三号において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。次条第二項第三号及び第七十八条第二項第三号において同じ。)を行う場合

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる

指定児童発達支援事業所には、次に掲げる従業者を区規則で定める基準により置かなければならない。

一 (略)

二 看護職員

三〇五 (略)

第七条 (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員を、それぞれ区規則で定める基準により置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を当該指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

指定児童発達支援事業所には、次に掲げる従業者を区規則で定める基準により置かなければならない。

一 (略)

二 看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)

三〇五 (略)

第七条 (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員を区規則で定める基準により置かなければならない。

<p>三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者を区規則で定める基準により置かなければならない。ただし、前項ただし書各号のいずれかに該当する場合には、第三号に掲げる看護職員を置かないことができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）</p> <p>4 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(児童発達支援管理責任者の責務)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たって</p>	<p>3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者を区規則で定める基準により置かなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(児童発達支援管理責任者の責務)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たって</p>
---	---

は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に係る当該児童発達支援管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるとともに、当該通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書により当該通所給付決定保護者及び必要に応じ障害児の同意を得なければならない。この場合において、会議については、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

6～9 (略)

(運営規程)

第十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第十七条第一項及び第四十二条第一項において「運営規程」という。）を定めなければならない。

一～十二 (略)

(勤務体制の確保等)

第十五条 (略)

2・3 (略)

4 指定児童発達支援事業者は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他適切な指定児童発達支援の提供を確保す

は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に係る当該児童発達支援管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるとともに、当該通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書により当該通所給付決定保護者及び必要に応じ障害児の同意を得なければならない。

6～9 (略)

(運営規程)

第十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第十七条第一項及び第四十二条において「運営規程」という。）を定めなければならない。

一～十二 (略)

(勤務体制の確保等)

第十五条 (略)

2・3 (略)

るための必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第十五条の二 指定児童発達支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、障害児に対し指定児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制における早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(中略)

(衛生管理等)

第四十条 (略)

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように区規則で定める措置を講じなければならない。

(協力医療機関)

(中略)

(衛生管理等)

第四十条 (略)

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第四十一条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、協力医療機関（当該指定児童発達支援事業者との間で、障害児が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。次条第一項において同じ。）を定めなければならない。

（揭示）

第四十二条 （略）

2] 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

（身体的拘束等の禁止）

第四十三条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下この条において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 （略）

3] 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、区規則で定める措置を講じなければならない。

（虐待等の禁止）

第四十四条 （略）

第四十一条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、協力医療機関（当該指定児童発達支援事業者との間で、障害児が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。次条において同じ。）を定めなければならない。

（揭示）

第四十二条 （略）

（身体的拘束等の禁止）

第四十三条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 （略）

（虐待等の禁止）

第四十四条 （略）

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、区規則で定める措置を講じなければならない。

(中略)

(地域との連携等)

第五十条 (略)

2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。)は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じて、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

(中略)

(非常災害対策)

(中略)

(地域との連携等)

第五十条 (略)

2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。)は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法第一条に規定する幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じて、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

(中略)

(非常災害対策)

第五十二条 (略)

2 (略)

3| 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(中略)

(従業者の配置の基準)

第五十九条 児童発達支援に係る基準該当通所支援(以下「基準該当児童発達支援」という。)の事業を行う者は、当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童発達支援事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を区規則で定める基準により置かなければならない。

一 児童指導員又は保育士

二 (略)

(中略)

(準用)

第七十六条 第十二条、第十三条、第十五条、第十五条の二、第十七条から第二十七条まで、第二十九条、第三十一条(第四項及び第五項を除く。) から第三十七条まで、第三十九条、第四十条、第四十

第五十二条 (略)

2 (略)

(中略)

(従業者の配置の基準)

第五十九条 児童発達支援に係る基準該当通所支援(以下「基準該当児童発達支援」という。)の事業を行う者は、当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童発達支援事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を区規則で定める基準により置かなければならない。

一 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者

二 (略)

(中略)

(準用)

第七十六条 第十二条、第十三条、第十五条、第十七条から第二十七条まで、第二十九条、第三十一条(第四項及び第五項を除く。) から第三十七条まで、第三十九条、第四十条、第四十二条から第四十

二条から第四十六条まで、第四十八条から第五十二条まで及び第五十四条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第二項中「（次条、第三十一条第一項及び第五十四条第二項第二号において「児童発達支援計画」とあるのは「（第七十六条において準用する次条、第七十六条において準用する第三十一条第一項及び第七十六条において準用する第五十四条第二項第二号において「医療型児童発達支援計画」と、第十七条第一項中「運営規程」とあるのは「第七十条に規定する重要事項に関する運営規程」と、第二十七条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第七十二条第一項」と、第三十七条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第三十九条中「定員（第十一条第二項に規定する区規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。）」とあるのは「定員」と、第四十二条第一項中「従業者の勤務体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第五十四条第二項第三号中「第三十八条」とあるのは「第七十四条」と読み替えるものとする。

（中略）

（従業者の配置の基準）

第七十八条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（第八十二条において「指定放課後等デイサービス事業者」という。）は、当該

六条まで、第四十八条から第五十二条まで及び第五十四条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第二項中「（次条、第三十一条第一項及び第五十四条第二項第二号において「児童発達支援計画」とあるのは「（第七十六条において準用する次条、第七十六条において準用する第三十一条第一項及び第七十六条において準用する第五十四条第二項第二号において「医療型児童発達支援計画」と、第十七条第一項中「運営規程」とあるのは「第七十条に規定する重要事項に関する運営規程」と、第二十七条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第七十二条第一項」と、第三十七条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第三十九条中「定員（第十一条第二項に規定する区規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。）」とあるのは「定員」と、第四十二条中「従業者の勤務体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第五十四条第二項第三号中「第三十八条」とあるのは「第七十四条」と読み替えるものとする。

（中略）

（従業者の配置の基準）

第七十八条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（第八十二条において「指定放課後等デイサービス事業者」という。）は、当該

事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を区規則で定める基準により置かなければならない。

一 児童指導員又は保育士

二 (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員を、それぞれ区規則で定める基準により置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を当該指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

三 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）

事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を区規則で定める基準により置かなければならない。

一 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者

二 (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を区規則で定める基準により置かなければならない。

において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に
対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定
行為業務を行う場合

3
(略)

(中略)

(準用)

第八十三条 第十二条から第十五条の二まで、第十七条から第二十七
条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十五条、第三十七
条から第四十四条まで、第四十六条から第四十九条まで、第五十条第
一項及び第五十一条から第五十四条までの規定は、指定放課後等デ
イサービスの事業について準用する。この場合において、第十二
条第二項中「(次条、第三十一条第一項及び第五十四条第二項第二号
において「児童発達支援計画」とあるのは「(第八十三条において
準用する次条、第八十三条において準用する第三十一条第一項及び
第八十三条において準用する第五十四条第二項第二号において「放
課後等デイサービス計画」と、第二十七条第二項ただし書中「次条
第一項」とあるのは「第八十二条第一項」と、第三十条第二項中「第
二十八条第二項」とあるのは「第八十二条第二項」と、第三十九
条中「定員(第十一条第二項に規定する区規則で定める基準として定
められる指導訓練室の定員をいう。）」とあるのは「定員」と読み替

3
(略)

(中略)

(準用)

第八十三条 第十二条から第十五条まで、第十七条から第二十七
条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十五条、第三十七
条から第四十四条まで、第四十六条から第四十九条まで、第五十条第
一項及び第五十一条から第五十四条までの規定は、指定放課後等デ
イサービスの事業について準用する。この場合において、第十二
条第二項中「(次条、第三十一条第一項及び第五十四条第二項第二号
において「児童発達支援計画」とあるのは「(第八十三条において
準用する次条、第八十三条において準用する第三十一条第一項及び
第八十三条において準用する第五十四条第二項第二号において「放
課後等デイサービス計画」と、第二十七条第二項ただし書中「次条第
一項」とあるのは「第八十二条第一項」と、第三十条第二項中「第
二十八条第二項」とあるのは「第八十二条第二項」と、第三十九
条中「定員(第十一条第二項に規定する区規則で定める基準として定
められる指導訓練室の定員をいう。）」とあるのは「定員」と読み替

替えるものとする。

第五節 共生型放課後等デイサービスに関する基準

(準用)

第八十四条 第八条、第九条、第十二条から第十五条の二まで、第十七条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十五条、第三十七条から第四十四条まで、第四十六条から第四十九条まで、第五十条第一項、第五十一条から第五十七条まで、第七十七条及び第八十二条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第三十九条中「定員（第十一条第二項に規定する区規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。）」とあるのは、「定員」と読み替えるものとする。

第六節 基準該当放課後等デイサービスに関する基準

(従業者の配置の基準)

第八十五条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（次条及び第八十八条において「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者は、当該事業を行う事業所（次条及び第八十七条において「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を区規則で定める基準により置かなければならない。

一 児童指導員又は保育士

二 (略)

えるものとする。

第五節 共生型放課後等デイサービスに関する基準

(準用)

第八十四条 第八条、第九条、第十二条から第十五条まで、第十七条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十五条、第三十七条から第四十四条まで、第四十六条から第四十九条まで、第五十条第一項、第五十一条から第五十七条まで、第七十七条及び第八十二条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第三十九条中「定員（第十一条第二項に規定する区規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。）」とあるのは、「定員」と読み替えるものとする。

第六節 基準該当放課後等デイサービスに関する基準

(従業者の配置の基準)

第八十五条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（次条及び第八十八条において「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者は、当該事業を行う事業所（次条及び第八十七条において「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を区規則で定める基準により置かなければならない。

一 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者

二 (略)

(中略)

(準用)

第八十八条 第八条、第十二条から第十五条の二まで、第十七条から第二十七条まで、第三十条第二項、第三十一条から第三十三条まで、第三十五条、第三十七条から第四十四条まで、第四十六条から第四十九条まで、第五十条第一項、第五十一条から第五十四条まで、第六十三条から第六十五条まで、第七十七条及び第八十二条（第一項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第三十九条中「定員（第十一条第二項に規定する区規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。）」とあるのは、「定員」と読み替えるものとする。

(中略)

(準用)

第九十六条 第十二条、第十三条、第十五条、第十五条の二、第十七条から第二十七条まで、第二十九条から第三十一条（第四項及び第五項を除く。）まで、第三十二条、第三十三条、第三十五条、第三十七条、第三十八条、第四十条から第四十四条まで、第四十六条、第四十八条、第四十九条、第五十条第一項、第五十一条、第五十三

(中略)

(準用)

第八十八条 第八条、第十二条から第十五条まで、第十七条から第二十七条まで、第三十条第二項、第三十一条から第三十三条まで、第三十五条、第三十七条から第四十四条まで、第四十六条から第四十九条まで、第五十条第一項、第五十一条から第五十四条まで、第六十三条から第六十五条まで、第七十七条及び第八十二条（第一項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第三十九条中「定員（第十一条第二項に規定する区規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。）」とあるのは、「定員」と読み替えるものとする。

(中略)

(準用)

第九十六条 第十二条、第十三条、第十五条、第十七条から第二十七条まで、第二十九条から第三十一条（第四項及び第五項を除く。）まで、第三十二条、第三十三条、第三十五条、第三十七条、第三十八条、第四十条から第四十四条まで、第四十六条、第四十八条、第四十九条、第五十条第一項、第五十一条、第五十三条、第五十四条

条、第五十四条及び第七十五条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第二項及び第十三条（第一項、第三項及び第八項を除く。）中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第二十七條第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第九十四条第一項」と、第三十条第二項中「第二十八條第二項」とあるのは「第九十四条第二項」と、第三十一条第一項及び第五十四条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

（中略）

（準用）

第百一条 第十二条、第十三条、第十五条、第十五条の二、第十七条から第二十七条まで、第二十九条から第三十一条（第四項及び第五項を除く。）まで、第三十二条、第三十三条、第三十五条、第三十七条、第三十八条、第四十条、第四十二条から第四十四条まで、第四十六条、第四十八条、第四十九条、第五十条第一項、第五十一条、第五十三条、第五十四条、第七十五条及び第九十三条から第九十五条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。
この場合において、第十二条第二項中「（次条、第三十一条第一項及び第五十四条第二項第二号において「児童発達支援計画」とある

及び第七十五条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第二項及び第十三条（第一項、第三項及び第八項を除く。）中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第二十七條第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第九十四条第一項」と、第三十条第二項中「第二十八條第二項」とあるのは「第九十四条第二項」と、第三十一条第一項及び第五十四条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

（中略）

（準用）

第百一条 第十二条、第十三条、第十五条、第十七条から第二十七条まで、第二十九条から第三十一条（第四項及び第五項を除く。）まで、第三十二条、第三十三条、第三十五条、第三十七条、第三十八条、第四十条、第四十二条から第四十四条まで、第四十六条、第四十八条、第四十九条、第五十条第一項、第五十一条、第五十三条、第五十四条、第七十五条及び第九十三条から第九十五条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第二項中「（次条、第三十一条第一項及び第五十四条第二項第二号において「児童発達支援計画」とあるのは「（第百

のは「(第百一条において準用する次条、第百一条において準用する第三十一条第一項及び第百一条において準用する第五十四条第二項第二号において「保育所等訪問支援計画」と、第十七条第一項中「運営規程」とあるのは「第百一条において準用する第九十五条に規定する重要事項に関する運営規程」と、第二十七条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第百一条において準用する第九十四条第一項」と、第三十条第二項中「第二十八条第二項」とあるのは「第百一条において準用する第九十四条第二項」と、第四十二条第一項中「従業者の勤務体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第九十三条中「、居宅」とあるのは「、施設」と読み替えるものとする。

(中略)

付則

(施行期日)

1| この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2| この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、第三条第四項、第四十三条第三項(第五十八条、第六十二条、第七十六条、第八十三条、第八十四条、第八十八条、第九十六条及び第百一条において準用する場合を含む。)及び第四十四条第二項(第五十八条、

一条において準用する次条、第百一条において準用する第三十一条第一項及び第百一条において準用する第五十四条第二項第二号において「保育所等訪問支援計画」と、第十七条第一項中「運営規程」とあるのは「第百一条において準用する第九十五条に規定する重要事項に関する運営規程」と、第二十七条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第百一条において準用する第九十四条第一項」と、第三十条第二項中「第二十八条第二項」とあるのは「第百一条において準用する第九十四条第二項」と、第四十二条中「従業者の勤務体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第九十三条中「、居宅」とあるのは「、施設」と読み替えるものとする。

(中略)

付則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

第六十二条、第七十六条、第八十三条、第八十四条、第八十八条、第九十六条及び第一百一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第十五条の二（第五十八条、第六十二条、第七十六条、第八十三条、第八十四条、第八十八条、第九十六条及び第一百一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第十五条の二中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第四十条第二項（第五十八条、第六十二条、第七十六条、第八十三条、第八十四条、第八十八条、第九十六条及び第一百一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

5 この条例の施行の際現に次の表の上欄に掲げる者である者に対する同表の下欄に掲げるこの条例の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同欄に掲げる規定中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課

<p>指定を受けている第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業者</p>	<p>第六条第一項</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第十号）第八条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「改正前基準省令」という。）第五十四条の六第一項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている第五十九条に規定する児童発達支援に係る基準該当通所支援の事業を行う者</p>	<p>第五十九条</p>
<p>指定を受けている第七十八条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者</p>	<p>第七十八条第一項</p>
<p>改正前基準省令第七十一条の三第一項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援</p>	<p>第八十五条</p>

程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものとす。

に関する基準を満たしている第八十五条に
規定する放課後等デイサービスに係る基準
該当通所支援の事業を行う者

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第三条関係）

改正案	現行
<p>（前略）</p> <p>（指定障害児入所施設の一般原則）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 指定障害児入所施設は、当該指定障害児入所施設を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならぬ。</p> <p>（中略）</p> <p>（従業者の配置の基準）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 心理指導担当職員は、<u>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を卒</u></p>	<p>（前略）</p> <p>（指定障害児入所施設の一般原則）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 指定障害児入所施設は、当該指定障害児入所施設を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ。</p> <p>（中略）</p> <p>（従業者の配置の基準）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p>

業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(中略)

(児童発達支援管理責任者の責務)

第八条 (略)

2～4 (略)

5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に係る当該児童発達支援管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるとともに、当該入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該入所支援計画について説明し、文書により当該入所給付決定保護者及び必要に応じ障害児の同意を得なければならない。この場合において、会議については、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

6～9 (略)

(運営規程)

第九条 指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程(第十一条第一項及び第三十九条第一項において「運営規程」という。)を定めなければならない。

一～十 (略)

(中略)

(児童発達支援管理責任者の責務)

第八条 (略)

2～4 (略)

5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に係る当該児童発達支援管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるとともに、当該入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該入所支援計画について説明し、文書により当該入所給付決定保護者及び必要に応じ障害児の同意を得なければならない。

6～9 (略)

(運営規程)

第九条 指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程(第十一条第一項及び第三十九条において「運営規程」という。)を定めなければならない。

一～十 (略)

(勤務体制の確保等)

第十条 (略)

2・3 (略)

4 指定福祉型障害児入所施設は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他適切な指定入所支援の提供を確保するための必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第十条の二 指定福祉型障害児入所施設は、感染症又は非常災害の発生時において、障害児に対し指定入所支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(中略)

(勤務体制の確保等)

第十条 (略)

2・3 (略)

(中略)

(衛生管理等)

第三十七条 (略)

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように規則で定める措置を講じなければならない。

3 (略)

(協力医療機関等)

第三十八条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、協力医療機関(当該指定福祉型障害児入所施設との間で、障害児が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。次条第一項において同じ。)を定めなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関(当該指定福祉型障害児入所施設との間で、障害児が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。次条第一項において同じ。)を定めるよう努めなければならない。

(揭示)

第三十九条 (略)

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(衛生管理等)

第三十七条 (略)

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 (略)

(協力医療機関等)

第三十八条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、協力医療機関(当該指定福祉型障害児入所施設との間で、障害児が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。次条において同じ。)を定めなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関(当該指定福祉型障害児入所施設との間で、障害児が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。次条において同じ。)を定めるよう努めなければならない。

(揭示)

第三十九条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第四十条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(以下この条において「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 (略)

3 指定福祉型障害児入所施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、区規則で定める措置を講じなければならない。

(虐待等の禁止)

第四十一条 (略)

2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、区規則で定める措置を講じなければならない。

(中略)

(非常災害対策)

第四十九条 (略)

2 (略)

3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第四十条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(次項において「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 (略)

(虐待等の禁止)

第四十一条 (略)

(中略)

(非常災害対策)

第四十九条 (略)

2 (略)

(中略)

(準用)

第五十七条 第七条から第二十一条まで、第二十三条、第二十五条から第三十七条まで、第三十九条から第四十三条まで、第四十四条第一項、第四十五条から第四十九条まで及び第五十一条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第二十一条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第五十四条第一項」と、第三十三条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第三十五条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第三十六条中「定員（第六条第三項に規定する区規則で定める基準として定められる居室の定員をいう。）」とあるのは「定員」と、第三十九条第一項中「協力医療機関及び協力歯科医療機関」とあるのは「第五十六条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

(中略)

付則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

(中略)

(準用)

第五十七条 第七条から第二十一条まで、第二十三条、第二十五条から第三十七条まで、第三十九条から第四十三条まで、第四十四条第一項、第四十五条から第四十九条まで及び第五十一条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第二十一条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第五十四条第一項」と、第三十三条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第三十五条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第三十六条中「定員（第六条第三項に規定する区規則で定める基準として定められる居室の定員をいう。）」とあるのは「定員」と、第三十九条中「協力医療機関及び協力歯科医療機関」とあるのは「第五十六条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

(中略)

付則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

2| この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、第三条第四項、第四十条第三項(第五十七条において準用する場合を含む。)(及び第四十一条第二項(第五十七条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3| この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第十条の二(第五十七条において準用する場合を含む。)(の規定の適用については、第十条の二中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4| この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第三十七条第二項(第五十七条において準用する場合を含む。)(の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。